

## 災害時における物資輸送等に関する協定書

大分市（以下「甲」という。）と九州福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時の物資輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項に関し定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に対し、協力を要請する業務は次のとおりとする。

（1）甲が管理する物資輸送拠点施設から甲が指定する避難所等への防災備蓄物資の配送業務

（2）甲が管理する物資輸送拠点施設の運営補助等業務

（3）前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする業務

2 前項第2号に掲げる業務の詳細は、別に定めるものとする。

3 甲は、第1項の規定による要請（以下「要請」という。）をした場合は、乙の輸送業務の継続に配慮するよう次のとおり努めるものとする。

（1）乙が物資輸送に使用する車両に対する緊急通行車両確認標章等の速やかな発行

（2）乙の車両への燃料の優先供給

（3）り災状況に係る情報の提供

（4）前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（要請の手続等）

第3条 要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請を行うものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、要請を受けたときは、速やかに甲に協力するよう努めるものとする。ただし、乙が被災し協力が困難となった場合は、この限りでない。

（物資輸送の継続）

第4条 乙は、甲への協力に使用する車両が故障したことその他の理由により物資輸送を中断したときは、速やかに代替の車両を手配し、物資輸送を継続するよう努めるものとする。ただし、代替の車両の手配ができない場合は、甲に速やかに報告の上、指示を受けるものとする。

（報告）

第5条 乙は、要請業務終了後、速やかに報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用等の負担）

第6条 乙が要請に要した費用については、甲の負担とする。

2 要請により生じた損害の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 前2項の費用等の支払方法等については、甲乙協議の上、決定するものとする。なお、第1項の費用については、原則として貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）に基づき乙が国土交通大臣に届け出た運賃によるものとする。

（連絡体制）

第7条 甲及び乙は、要請に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者名簿（様式第3号）を作成し、相互に交換するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に行うため、平素から情報交換、甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期間は、令和6年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の3か月前までに文書をもって相手方に対して協定終了の申し出をしない限り、1年間同内容で効力を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5年 2月 27日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

大分市長 佐藤 樹一郎

乙 福岡県福岡市博多区榎田1丁目5番8号

九州福山通運株式会社

代表取締役社長 八田 弘明